

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

令和7年4月1日現在

この居宅介護支援重要事項説明書は、ご利用者が、居宅介護支援サービスを受けられるに際し、ご利用者やそのご家族に対し、事業者の事業運営規程の概要や従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1・事業者が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	03-5813-0362	担当者：伊 藤 里 枝
------	--------------	-------------

* ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2・事業者の概要

(1) 運営主体

法人名	有限会社ライフステージ
会社の所在地	東京都足立区千住三丁目7番地平松 HM ビル201号
代表者名	代表取締役 金 田 好 正
代表番号	TEL 03-5813-2361 FAX 03-6806-1390

(2) 居宅介護支援事業所

事業所名	ライフステージひびき
所在地	東京都足立区千住3-7平松 HM ビル201号
電話番号	03-5813-0362
介護保険指定業者番号	居宅介護支援 東京都 (1372104453号)
サービスを提供する地域	東京都足立区千住地域 (地域以外の方はご相談下さい)

(3) 当事業所の職員体制

職種	
管理者	1名 (主任介護支援専門員兼務)
主任介護支援専門員	4名 (常勤 4名、非常勤 0名)
介護支援専門員	3名 (常勤 3名、非常勤 0名)

(4) 営業日および営業時間

営業日	下記の休業日を除く毎日	営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	日曜日・国民の祝祭日12月30日～1月3日		
緊急連絡先	03-5813-0362※24時間電話対応		

(5) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	(主任)介護支援専門員などの従業者の管理、また居宅介護支援のご利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に、厚生労働省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
(主任)介護支援専門員	要介護状態などにあるご利用者およびそのご家族のご相談を受け、ご利用者がその心身の状況などに応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設などとの調整を行います。

(6) 第三者評価受審状況

実施状況	①. あり ②. なし
実施日	平成23年10月18日
実施機関	株式会社アミュレット
結果の開示	①. あり ②. なし

3・サービス内容

《運営の方針》

- ・要介護状態などにあるご利用者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。
- ・ご利用者の心身の状況、また置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業所から総合的且つ効率的に提供されるよう支援いたします。
- ・指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を尊重するとともに、ご利用者に提供される指定居宅サービスなどが、特定の種類、または特定の指定居宅サービス事業者に偏ることのないように公正中立に事業を実施いたします。居宅サービス計画は基本方針及びご利用者の希望に基づき作成されるものであり、ご利用者は複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能です。また、ご利用者は指定居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・市区町村、福祉事務所、地域包括支援センター、医療機関ほかの居宅介護支援業所、介護保険施設などとの連携に努めます。
- ・営業時間外においては、電話対応にて24時間常時連絡できる体制を整備します。
- ・従業者の教育研修を実施し、提供するサービスの質の向上に努めます。
- ・要介護認定を受けているご利用者が要支援認定を受けた場合は、介護予防支援事業者とご利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。

(1) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成方法	
【アセスメント】身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境面を加えた3つの側面から、要介護状態などにあるご利用者の状況を総合的にとらえ、ご利用者様のご相談内容にお答えできるよう居宅サービス計画を作成いたします。	
相談受付場所	ご利用者のご自宅、またはご利用者（またはご家族）が指定される場所当事業所内の相談室または会議室など
介護支援専門員の居宅訪問頻度	原則として1ヶ月に1度の訪問とさせていただきますが、その他必要に応じて随時実施いたします。
サービス担当者会議の開催	ご利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業所の担当者との会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上に努めます。
モニタリングの実施	原則として1ヶ月に1回、実態把握を行いご利用者の解決すべき課題の変化に留意いたします。

(2) 介護保険認定申請の代行

(3) 介護認定訪問調査（委託事業）

(4) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はご相談下さい
介護支援専門員への研修の実施	有	毎年 継続研修を実施します

4・利用料金

- (1) 介護又は要支援認定を受けられた方は介護保険制度から全額保険給付され、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等の場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市町村窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

※料金表別紙あり

(2) 交通費

上記サービス提供事業所の営業地域以外のご利用者は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を文書により解約することができ、一切料金はかかりません。

5・当事業所のケアプランにおけるサービス事業所の利用状況は以下の通りとなります

- (1) 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（令和6年9月～令和7年2月）

訪問介護	41.2%
通所介護	26.7%
地域密着型通所介護	24.0%
福祉用具貸与	67.6%

- (2) 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ライフステージひびき 54.7%	ケアリッツ北千住 14.0%	城北介護センター 12.6%
通所介護	日の出デイサービスセンター 24.1%	デイサービスセンター 千住桜花苑 19.6%	ベストリハ北千住 8.6%
地域密着型通所介護	リハビリデイサービス槍ヶ岳 26.9%	ミモザ千住大橋 22.1%	レコードブック北千住 21.8%
福祉用具貸与	福祉の家 22.1%	フロンティア足立 20.7%	アットホーム 10.6%

6・サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでもサービスを終了できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立、要支援）と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合や介護保険の被保険者資格を喪失された場合

④その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用

者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は法人が破産した場合、ご利用者は即座にサービスを終了することができます。

- ・ご利用者やご家族などが事業者や事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為（ハラスメント行為）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・地震、噴火等の天災、その他事業者の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者はご利用者に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

7・個人情報の利用目的

事業者はご利用者の個人情報を厳正に取扱うとともに、以下の利用目的に使用します。

- ① 事業者が利用者に提供する居宅サービスに関わる業務
 - ・アセスメント ・モニタリング ・ケアプラン作成 ・提供したサービス記録
- ② 利用者に居宅サービスを提供するための、他のサービス事業所などとの連携（サービス担当者会議など）、照会への回答
- ③ 医療機関との連携強化のための主治医等への情報提供及びケアプランの提供
- ④ ご利用者に関わる事業者内の管理運営業務
 - ・計画、変更、解約などの管理 ・会計、経理 ・事故などの報告
 - ・サービスの向上 ・容態の急変が生じた場合の主治医などへの連絡
- ⑤ ご利用者の同意を得ることが困難であるときのご家族などへの心身の状況説明
- ⑥ 審査支払機関への請求業務などの介護保険事務
- ⑦ 損害保険賠償などに関わる保険会社などへの相談または届出
- ⑧ 実習生等の指導

8・事故発生、緊急対応時の対応方法について

介護支援専門員の訪問時に、ご利用者の容体の悪化および事故発生等の緊急事態に遭遇した場合は必要な措置を講じます。またサービス事業者等からの緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。事故等によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合には、速やかに保険者に報告し指示を仰ぎます。

9・主治の医師および医療機関等の連携

介護支援専門員はご利用者の主治の医師および医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことごとご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、通院や入院時に、ご利用者またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただけますよう、ご協力をお願いします。

10・実習生等の受け入れ

事業者は「将来を担う人材の育成」という観点から、実習生等を積極的に迎え入れます。

- ① 受け入れた実習生等については、ご利用者に紹介しその活動目的を説明します。
- ② その活動内容については、活動目的、資格、経験、力量を見極め、プライバシーへの配慮や安全対策を講じ、ご利用者の同意を得た上、個別に活動範囲を定めます。
- ③ ご利用者は、実習生等と関わりを拒否すること、及び実習生等との関わりについて、意見や苦情を申し立てることができます。

11・相談・要望・苦情などの窓口

居宅介護支援サービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口☆

受付時間 月～金曜日 8：30～17：30

ライフステージ ひびき

担当：伊 藤 里 枝

03-5813-0362

・ 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

03-6238-0177

・ 足立区介護保険課 事業者指導係

03-3880-5746

・ 足立区基幹地域包括支援センター

03-6807-2460

指定居宅介護支援サービスの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。また、個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れる事のないよう細心の注意を払います。

事業者 所在地 東京都足立区千住3-7平松 HMビル201号

事業所名 有限会社 ライフステージ

ライフステージ ひびき

代表者名 代表取締役 金 田 好 正 ⑩

説明者 氏名 ⑩

私は、本書面により、事業者から指定居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。また、私及び家族の個人情報については、説明を受けた内容により必要最小限で使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 ⑩

家 族 住所

氏名 (続柄) ⑩

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書（別紙）

① 基本報酬

（居宅介護支援費（Ⅰ））

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 12,380 円	居宅介護支援費Ⅰ 16,085 円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 6,201 円	居宅介護支援費Ⅱ 8,025 円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,716 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,810 円

（居宅介護支援費（Ⅱ））ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員の配置を行っている場合

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 12,380 円	居宅介護支援費Ⅰ 16,085 円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が 50 人以上の場合において、50 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 6,007 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,786 円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,602 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,674 円

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,280 円を減額することとなります。

※45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ 又はⅢを算定します。

②加算料金

* 初回加算	3,420円
適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分2段階以上の変更認定を受けた場合）	
* 入院時連携加算（Ⅰ）	2,850円
* 入院時連携加算（Ⅱ）	2,280円
病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対してご利用者に関する必要な情報を提供した場合	
* 退院・退所加算 カンファレンス参加 無 連携1回5,130円 2回6,840円 カンファレンス参加 有 連携1回6,840円 2回8,550円 3回10,260円	
医療機関や介護保険施設を退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成した場合	
* 通院時情報連携加算	570円
ご利用者が医師の診察を受ける際同行し、医師等にご利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等からご利用者に関する必要な状況提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	
* 特定事業所加算Ⅱ	4,799円
厚生労働大臣が定める基準を満たしている事業所に対して評価する加算	
* 特定事業所医療介護連携加算	1,425円
厚生労働大臣が定める基準を満たしている事業所に対して評価する加算	
* 緊急時居宅カンファレンス加算	1回 2,280円
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者の居宅にてカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行なった場合	
* ターミナルケアマネジメント加算	4,560円
厚生労働大臣が定める基準を満たした場合	